

米国監査基準書第57号の検討

——会計上の見積りの合理性の評価を中心に——

奥 西 康 宏

(受付 1998年10月15日)

- 1 はじめに
- 2 会計上の見積りの内容
- 3 会計上の見積りに対する監査手続
- 4 監査証拠の組合せと監査アプローチの関係
- 5 むすびにかえて

1. はじめに

監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」(Statement of Auditing Standards (SAS) No. 57, Auditing Accounting Estimates) は、アメリカにおいて「会計上の見積り」を独立の項目としてとりあげた最初の監査基準書である。会計上の見積り (accounting estimates) とは、「財務諸表の要素、項目あるいは勘定の概算 (approximation)」のことであり [AICPA, 1988, par. 1], 貸倒引当金の設定や棚卸資産の正味実現可能価額などにおいて、用いられている。従来、会計上の見積りが関連する事項については、個別に会計処理の指針が作成され、監査人はその指針に照らし合わせて必要な監査手続を実施してきた。その中には見積金額の検討も含まれていた。しかし近年、会計上の見積りを要する事項について、見積りの評価に共通する監査手続が認識され、監査基準書において、新たに扱われるようになった。

監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」が公表されたのは、1988年のことであり、いわゆる期待ギャップ (expectation gap) に対応してアメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants:

AICPA) が公表した九つの監査基準書の一つとしてであった。もっともこれまでの監査業務を大きく見直すことになった同時期の他の監査基準書に比べると、監査基準書第57号は従来の業務の成文化と認識されたようで、地味な存在であった¹⁾。その前後の時期から、会計上の見積りの監査は、他の監査基準や国際監査基準の中でも取り上げられ²⁾、わが国においても1997年に、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第13号(中間報告)「会計上の見積りの監査」として公表された。これらの動きは、監査の体系において、「会計上の見積りの監査」を、独立の項目として取り上げるべきものであるという共通認識が広がったためと思われる。

そこで本稿では、会計上の見積りの監査について、監査基準書第57号を対象に、その理論的意義を検討する。その内容をあえて独立に規定するのは、会計上の見積りの監査に固有の手続があるからであり、それらについて整理し、特に監査人が採用するアプローチと証拠の性格について図で説明して会計上の見積りの合理性の評価の特徴を明らかにしたい。

ここで、アメリカの監査基準書第57号を対象とするのは、「会計上の見積りの監査」というこれまであまり検討されなかった領域において、基準の内容を紹介する論文以外に、Wallace の論文 [1993] とアメリカ公認会計士協会によるガイドブック [Ramos and Delahanty, 1998] が公表されているからである。前者は、実務家へのインタビューによって見積りに対する監査実務の状況を部分的に示しており、後者は、この問題に関する数少ない実務指針³⁾であり、これらの文献の存在により、他の監査基準よりも、監査基準書第57号を対象とするほうが、多面的に検討することが可能であるからである。

本稿の構成は次の通りである。まず次節では会計上の見積りの内容を検討する。そこでは、(1)会計上の見積りの意義と、それに対する(2)経営者の役割について整理する。続いて、第3節では、会計上の見積りに対する監査手続を(1)見積りの網羅性・完全性、(2)見積りの合理性、(3)適正な表示・開示の三つに分けて整理し、その特徴を指摘する。続く第4節では、本稿

奥西：米国監査基準書第57号の検討

のメインとして、見積りの合理性の評価について、(1)複数の証拠の結合、(2)証拠の性格と監査アプローチの関係の図に分けて、図を用いて、入手する証拠の組合せと、異なる源泉から入手した証拠の統合、監査人の採用するアプローチの関係についての整理を試みる。そして、最後は、これまでの議論を整理し、今後の課題について若干言及しむすびにかえる。

2 会計上の見積りの内容

会計上の見積りの監査について監査基準書第57号は、付録を含めて16節から構成されており、その内容を整理すると、本基準書の目的 [AICPA, 1988, par. 1]、会計上の見積りの内容および性質 [AICPA, 1988, pars. 1-6]、及びそれに対する監査手続（関連する事項の指摘を含む）[AICPA, 1988, pars. 7-14] から構成されている。ここでは、このうちの会計上の見積りの内容と性質を中心に、会計上の見積りの監査手続の検討の準備として、(1)会計上の見積りの意義を確認し、次にそれを作成する(2)経営者の役割を整理する。

(1) 会計上の見積りの意義

監査基準書第57号では、前述したように「『会計上の見積り』とは、財務諸表の要素、項目あるいは勘定の概算をいう」と定義⁴⁾している [AICPA, 1988, par. 1]。会計上の見積りとは金額の決定の問題であり、認識の問題はここでは扱わない。同基準書では、さらに「歴史的財務諸表における会計上の見積りは、過去の企業の取引又は事象の影響、あるいは資産又は負債の現在の状態を測定することである。会計上の見積りの例は、棚卸資産及び売掛金の正味実現可能価額、損害保険の損失準備金、進行基準により計上された契約からの収益、及び年金費用及び保証費用を含む。」[AICPA, 1988, par. 2] とされている。

会計上の見積りが必要な理由は、①将来の事象の結果がはっきりせず、金額の測定又は勘定の評価が未確定（uncertain）であること、②既に発生している事象に関する適合したデータが、適時にかつ経済的に蓄積できる

とは限らないことが挙げられている [AICPA, 1988, par. 1]。前者は未確定性 (uncertainties) に関連するものである⁵⁾。期間損益計算の枠組みでは、どうしても未確定な事項についても会計上処理しなければならず、これは監査手続で入手する証拠の性格に大きな影響を与える。もう一つは、データ入手上の制約である。これは、実務的な限界に関連するものである。『モンゴメリーの監査論』では、①の理由のものとして、回収不能な売掛金、陳腐化した棚卸資産、設備の耐用年数などを挙げる一方で、②の理由のものとして、「航空券を発券した航空会社以外の航空会社への航空券収入配分、複数の電話会社が関係する長距離電話収入の配分」といった特定の業界に限

■表1 会計上の見積りの例示

| | |
|-----------------|---|
| 債権 | 回収不能売上債権、貸付金損失引当金、回収不能担保 |
| 棚卸資産 | 陳腐化棚卸資産、将来における売価及び原価を要素とする正味実現可能価格、購入予約契約に基づく損失 |
| 金融商品 | 有価証券の評価、売買有価証券と投資有価証券の区分、ヘッジの高い相互関係の可能性、プット・アンド・コールによる有価証券の売却 |
| 製造設備、天然資源及び無形資産 | 耐用年数及び残存価額、減価償却及び他の償却の方法、原価の回復可能性、回復引当金 |
| 発生費用 | 損害保険会社の損失準備金、株式購入及び据置オプション・プランによる報酬、保証債務、不動産・人的財産に関する税、再流通返還金、年金費用における保険数理上の仮定 |
| 収益 | 航空券収入、寄付金収入、荷造り・運賃収入、手数料収入、売買契約に基づく損失 |
| 受注契約 | 計上すべき収益、負担すべき費用、進行度 |
| リース | 初期の直接原価、将来の費用、残存価額 |
| 訴訟 | 損失の可能性、損失の金額 |
| 率 | 中間報告における年間実効税率、売上債権及び仕入債務に含まれる利息の利率、会計の計画方法における売上総利益率 |
| その他 | 事業部門の処分又はリストラクチャリングにおける損失及び正味実現可能価額、非金銭交換における公正価額、中間報告における中間期間の費用、個人の財務諸表上の現在価値 |

[AICPA, 1988, Appendix]

奥西：米国監査基準書第57号の検討

定されるものを挙げている [O'Reilly *et al.*, 1998, chap. 15, p. 28]。

会計上の見積りの例示として、監査基準書第57号の付録は表1のように数多くの項目をあげており、実際の財務諸表において大きな比重を占める。

これらの項目は、あくまでも例示であり、すべてを網羅しているわけではない。また公表当時の時代を反映しわが国ではなじみのないものも含まれている⁶⁾。なお、米国では、会計上の見積りを、さらに拡大して「ソフトな会計情報」(soft accounting information)と捉える場合⁷⁾があり、現代の経済取引の多様化・複雑化は、結果的に会計上の見積りを財務諸表上において増やしつつあるという認識が広がっている。特に近年の多様な金融商品取引の増大は、より複雑な会計上の見積りについての監査手続を必要とするようになっている⁸⁾。

このような会計上の見積りの大きな問題点は、未確定性やデータの入手可能性の限界のために、だれも正確な金額を断言できない点である。次に、このような見積金額を決定しなければならない経営者の役割について整理する。

(2) 経営者の役割

経営者は財務諸表の作成に責任を持ち、監査人はその財務諸表について表明した監査意見について責任を持つ⁹⁾。このことは、会計上の見積りについても次のように再確認されている。

「経営者は、財務諸表に含まれている会計上の見積りに対して責任を負っている。見積りは、客観的な要因のみならず主観的な要因に基づいて行われ、そして結果的に貸借対照表日現在の金額を見積るために判断が要求される。経営者の判断は、通常、彼らの過去及び現在の事象についての知識や経験、存在すると予想される状態及び意図しているような一連の行動についての仮定に基づいている。」

[AICPA, 1988, par. 3]

経営者の確立する責任のある会計上の見積りを作成するプロセスは、具体的には通常次のようなプロセスに整理されている [AICPA, 1988, par. 5]。

- ①会計上の見積りが要求されている状況の認識。
- ②会計上の見積りに影響を与えると思われる関連要因の認識。
- ③見積りの基礎となる、関連し十分かつ信頼できるデータの蓄積。
- ④関連要因に関し、最も可能性の高い環境及び事象についての経営者の判断を示す仮定の展開。
- ⑤仮定及びその他の関連要因に基づいた見積金額の決定。
- ⑥会計上の見積りは、適用される会計原則に準拠し、かつその開示が適切であるとの決定。

このような会計上の見積りを作成する経営者のプロセスは、被監査企業内に公式、非公式を問わず存在し、監査上も重要であり、同基準書の第6節では、会計上の見積りに関する内部統制（構造）の要素が列挙されている¹⁰⁾。

この見積り作成のプロセスの①～⑥について、理解のために具体的な例をあてはめてみる。ある企業が、自社の販売した特定製品の故障について、販売後一年間の無料修理を保証しており、決算時に期中販売した製品について今後一年間に発生する修理費用を予想し、これについて製品保証引当金を設定する場合を考える。

「①会計上の見積りが要求されている状況の認識」とは、この企業が、特定の製品について販売後一年間の故障に対して無料修理を保証しているとの認識である。

「②会計上の見積りに影響を与えると思われる関連要因の認識」とは、例えば、修理対象商品数（過年度の製品販売数量）と修理実績率および修理費用の認識である。ここではこの三つを主要な要因と考えるが、無料修理に関連する固定費的要素を加えたり、顧客からの無料修理要請の時点と会計期間のズレの調整といった、そのほかの要因を考えることも可能である。また過去の主要な要因が、環境変化によって現在あてはまらない場合もある。経営者は、その時点で、見積り作成に必要な要因をもれなく検討・認識すべきである。

奥西：米国監査基準書第57号の検討

「③見積りの基礎となる、関連し十分かつ信頼できるデータの蓄積」とは、この場合、過年度の製品販売数量、過去の修理実績率および平均修理費用の蓄積がこれにあたる。これらのデータは、見積りの作成において基礎となるデータとなる。ここでは十分かつ信頼できるようなデータを蓄積するのであり、信頼できないデータは除去されデータ間では矛盾しないように調整される。そして後述のモデルに投入されるのである。

「④関連要因に関し、最も可能性の高い環境及び事象についての経営者の判断を示す仮定の展開」とは、例えば、「修理費用は平均的であり、当期も前期実績と大差ない」あるいは「初期不良の多い新製品の市場投入のため、修理対象製品の比率が前年より5%に増加する」などである。また修理に必要な材料費や人件費の変動についてもなんらかの仮定がなされる場合がある。ここでは、経営者は、企業全体の方針に矛盾せず、また市場動向の外部環境の変化や過去の実績をふまえて、矛盾しない整合性のある仮定を展開する必要がある。関連要因をはっきりさせ、そのデータについて仮定することによって、例えば次のような関係が成立すると想定できる。

$$\begin{array}{c} \text{年間無料修理費用の合計} = \text{無料保証対象製品} \\ \times \\ \text{修理対象製品の比率} \\ \times \\ \text{予想平均修理費用} \end{array}$$

これは分析される状況を示すモデルとでも言うべきものである。Ramos and Delahantyは、会計上の見積りについての仮定を「経営者が将来存在することを期待する状態、あるいは彼らがとることを予期される行動について当然と考えられるようなもの」と述べている[1998, pp. 2-3]。仮定は、見積りの基礎となるデータについて設定されたり、また関連要因の関係(モデル)という形で設定される場合がある。

「⑤仮定及びその他の関連要因に基づいた見積金額の決定」は、上の例で、販売実績から無料保証対象の製品が2万個あり、そのうち5%の製品

が修理の対象となり、部品代や人件費を考えると、一件につき平均では5千円の修理代がかかると仮定すると、500万円の製品保証引当金を計上する必要があることが判明する。

さらに「⑥会計上の見積りは、適用される会計原則に準拠し、かつその開示が適切であることの決定」を行うが、この場合財務諸表本体の内容のみならず、注記の内容も問題となる。

このようなプロセスを経て経営者が作成する会計上の見積りについて監査人はどう監査すべきかについては、次節で触れる。

3 会計上の見積りに対する監査手続

監査人は、財務諸表全体に関連させて、経営者が行った会計上の見積りの合理性の評価に対して責任を負う [AICPA, 1988, par. 4]。しかし会計上の見積りが必要となるような未確定性やデータ入手上の制約は、金額決定において主観的要素を多く介在させることになり、監査人の業務に影響を与える。本来、会計上の見積りは、その主観的要素の存在により、特定の絶対確実な金額を確定できない場合があり、必要な監査証拠も、他の監査領域に比べると入手しづらく、確信的な (convincing) ものは非常に少なく説得力のある (persuasive) ものがほとんどであると言われている。そこで、監査人は、よりタイムリーで、より監査対象に適合し、(情報の入手先に留意して) より信頼性の高い十分な監査証拠を求めることになる。

このような監査実務の指針として、監査基準書第57号では、まず会計上の見積りを評価する際の監査人の目的は、「すべての重要な会計上の見積りが実施されていること」(見積りの網羅性・完全性)、「その見積りが合理的であること」(見積りの合理性) 及び「それが適用される会計原則に準拠して表示され、開示されている」(適正な表示・開示) ということについて、合理的な保証を得るのに必要・十分な証拠資料入手すること [AICPA, 1988, par. 7] を示している。以下、この三つについて監査基準書第57号の内容を整理する。

奥西：米国監査基準書第57号の検討

(1) 見積りの網羅性・完全性

このうち、見積りの網羅性・完全性については、「会計上の見積りを必要とする状況の認識」として、「事業体が属している産業、その事業の運営方法、新しい会計の公式見解、その他の外部要因」[AICPA, 1988, par. 8]を監査人は検討する¹¹⁾。具体的な手続として、同基準書の第8節は次のようなものをあげている。

- ①見積りの必要性を確定するために、財務諸表に含まれている経営者の主張(assertion)を検討する。
- ②次のようなその他の手続の実施により入手した情報を評価する。
 1. 経営戦略の変更を含む事業体の事業上の変更又は変更計画、及び事業体が属している産業における変更の中で会計上の見積りの必要性を示すような情報。
 2. 情報の蓄積方法の変更。
 3. 訴訟、賠償請求及び査定の情報及びその他の偶発事象に関する情報。
 4. 株主総会、取締役会及び適切な委員会の利用できる議事録からの情報。
 5. 適用される監督機関からの監督又は調査報告、監督文書及び類似の文書に含まれる情報。
- ③会計上の見積りを行う必要性を示す状況の存在について経営者に質問する。

このうちの②に列挙されている情報の例示は、見積りが必要な状況の中でも環境の変化や不確実性の増大についてのものを含み、被監査企業の監査リスクの評価にも関連する。特に様々な変更は、見積りの基礎となる仮定の修正を必要とする場合がある。これらに、③の質問を加えて、見積りが必要な状況を監査人は認識するのである。

(2) 見積りの合理性

次に「見積りの合理性」を評価する場合には、監査人は、次の三つのアプローチの一つまたはそれを組合せて用いなければならないとしている[AICPA, 1988, par. 10]。

- ①経営者が見積りを展開するために用いたプロセスをレビューし、テストする。
- ②経営者の見積りの合理性の確証を得るために、独自に見積りの予測を展開する。
- ③財務諸表の日付後（しかし監査完了前）に発生した事象または取引をレビューする。

「一つまたはそれを組合せて用いなければならない」という意味は、会計上の見積りをいかなる単位（個別命題）として、立証していくかに關係している。例えば、製品保証引当金の見積金額について考えれば、ある製品については、①のプロセスのレビュー・テストを用い、別の商品については、②の独自の見積りを使う場合もあれば、ある項目について①を用いて、その結果②を使う場合もあるだろう。また③は、利用できる場合とそうでない場合がある。これらのアプローチは、重複して用いられる場合もあれば、単独で用いられる場合もある。監査基準書第57号は、これについては監査人の判断にゆだねて、まったく述べていないが、次節で考察する。

① プロセスのレビュー・テスト

このうち、①のプロセスのレビュー・テストについて、『モントゴメリーの監査論』は、監査基準書第57号の第11節の内容に相当する部分を次のように整理している [O'Reilly et al., 1998, chap. 15, pp. 28-29 一部修正]。

- (イ)重要な会計上の見積りそれぞれを展開するために経営者が確立したプロセスを理解する。
- (ロ)見積りを展開する経営者のプロセスに関わる統制リスク¹²⁾を評価する。
- (ハ)経営者が会計上の見積りを形成するために用いた重要な要因および仮定を認識し、評価する。
- (イ)その見積りに入力される基礎的データの信頼性を評価する。
- (ホ)基礎的データおよび仮定を会計上の見積りに転換するために用いた計算が適切であることを確かめる。

この他に、見積りの基礎となる重要な要因及び仮定に対し、経営者から確

奥西：米国監査基準書第57号の検討

認書を入手することがある [AICPA, 1988, par. 9 の注 4]。同書は、この中の(イ)の手続において、「見積りに対する重要性」、「変化に対する順応性」、「過去の傾向からの逸脱」、「主觀性およびその結果として生じる虚偽表示とバイアスに対する影響度」といった重要な要因および仮定に着目するとしている。この4つの特質は、見積りが合理的かどうかに密接に関係している¹³⁾ [AICPA, 1988, par. 9]。さらに『モンゴメリーの監査論』では、この中の(イ)の手續を会計上の見積りに固有なものとし、次の要素を含むとする。

- ・ 経営者がその仮定を形成するために用いた情報源を認識し、さらに他の監査テストから入手した情報に基づいて、その情報がその目的に関連し信頼でき、かつ十分であるどうかを検討すること。
- ・ 追加する重要な要因または代替的な仮定があるかどうかを検討すること。
- ・ その仮定が、お互いに、また根拠となるデータおよび関連する過去のデータと矛盾していないかどうかを評価すること。
- ・ その仮定を展開するために用いた過去のデータが比較可能であり、監査対象期間のデータと矛盾していないことを評価するために、そのデータを分析し、それが十分に信頼できるものかどうかを決定すること。
- ・ 事業もしくは業界またはその他の事実もしくは状況における変化が、過去に検討されたものと異なる要因をもたらし、それが会計上の見積りにとって重要なかどうかを検討すること。
- ・ 見積りの展開において用いられた仮定についての入手可能な文書をレビューし、事業体の他の関連する計画、目標および目的について質問し、さらに仮定とそれらの関係を検討すること。
- ・ 専門家の作業の利用を検討すること。

[O'Reilly et al., 1998, chap. 15. p. 29]

これを前述の製品保証引当金の例にあてはめると、仮定を作成するデータの情報源について、特定製品の販売量などの社内からのものか、あるいは製品市場に関する業界団体の統計などの社外のものかをはっきりさせ、その情報の質を問題にする¹⁴⁾。また製品販売数などの仮定や過去の修理費用などのデータを、お互いに比較したり、過去の実績と比較し、矛盾がないかを検討する¹⁵⁾。また強力な競合商品の登場といった現在の環境変化を認

識する。また会社全体の計画と矛盾していないかを問題とする。場合によつては専門家を利用する。このようなことが考えられる。

上の手続を見ると、要因の追加や代替的な仮定の存在の検討や様々な比較が含まれ、矛盾や反証をさがすという形で、経営者の見積りプロセスの整合性を検討するという面がある。これは、経営者の見積りプロセスの合理性の評価における一つの特徴である。

ある要証命題について、それを直接立証する証拠を入手できるように監査要点を設定すべきであるが、どうしてもそのような証拠の入手が難しい場合がある。そのような場合、監査人は経営者の主張に対して、それを生み出したプロセスまで掘り下げて、その内容を検討するのである。そこでは、プロセスの内容が問題となるが、それは、プロセスの内容について直接評価し判断するよりも、矛盾や反証が存在しないかどうかという観点で評価していくのである¹⁶⁾。プロセスの中に、このような矛盾や反証を問題にすることにより、誤謬が含まれているか、あるいはなんらかの特定の意図が働いていないかをチェックすることになり、これが「合理性の評価」の含意の一つではないかと解釈できる。

見積りを作成するには、見積りの基礎となるデータ・仮説とそれを処理するプロセスが問題となる。Ramos and Delahanty は、信頼できるプロセスの特徴として、「情報が誠意をもって作成された」、「情報は適切なモデルを使って作成された」、「利用された情報は、その時点において合理的に利用可能な最良の情報だった」を挙げている。また基礎となる仮説の特質として、「ソフトな情報の展開の基礎となっている重要な仮定は識別された」をあげ、さらに詳しく「去年と同じ」、「非同質的な母集団についての全般的な仮定」といった形で隠された仮定に注意することを述べている[Ramos and Delahanty, 1998, pp. 34–35]。

このような形で、経営者のプロセスを評価していくが、時に信頼できないデータを利用していたり、偏った仮定を想定していたり、プロセスの内部で矛盾が見られる場合がある。監査人が修正を求める場合も当然考えら

奥西：米国監査基準書第57号の検討

れるが、修正を求めるには、単純な誤謬以外は、見積りに対して監査人の想定する見積金額が存在して初めて可能であろう。そこで、次のような「独自の見積り」のアプローチが選択あるいは併用される。

② 独自の見積り

次に、②の独自の見積りについてである。監査基準書第57号では「監査人は、監査人の事実及び状況に対する理解に基づき、独自に他の重要な要因あるいはそれらの要因についての代替的な仮定を用いて、その見積りに関して予測を展開することがある」[AICPA, 1988, par. 12]とのみ示している。しかし、監査人独自の見積りと言えども、特殊な技法があるわけではなく、経営者が見積りを作成するプロセスと本質的には変わらないと思われる。ただ、独立の第三者の立場で、利用するデータや仮定、モデルについて修正したり、新たに検討する形になると思われる。この点で、独自の見積りといえども、経営者の見積り作成プロセスと無関係ではありえない。

このアプローチを実施するならば、ほぼ単独で実施するか、①のアプローチと併用するかが考えられる。どちらにしても、監査人は、様々な情報を用い、仮定を設定し、モデルを構築して、入手された監査証拠に裏付けられた独自の見積りを作成するが、その独自の見積金額と経営者の作成した見積金額とが異なる場合がある。そしてその差額について次のような指針が示されている。

「監査人は、（一部略）監査証拠によって裏付けられた最善の見積金額と、財務諸表に含まれている見積金額との差額が合理的であることを認識しているならば、その相違は、誤謬としては考えられていない。しかしながら、もし監査人が財務諸表に含まれている見積金額が不合理と信じるならば、監査人は、その見積りと合理的な見積りに最も近い見積りとの差額をある種の誤謬として取り扱い、他のある種の誤謬と統合すべきである。」

[AICPA, 1988, par. 14]

ここでは、独自の見積りと経営者の見積りとの差額が問題となる¹⁷⁾。それ

を簡単な製品保証金引当金のケースで考える。監査人が独自に見積った引当金の金額を5,000万円とし、プラス・マイナス500万円までを、許容範囲とする。この場合、経営者の見積金額が、5,000万円なら当然問題はなく、また4,500万円から5,500万円の金額は許容範囲となる。しかし例えば、3,000万円や8,000万円であれば、誤謬として取り扱うことになる。

このような許容範囲について、Wallaceは次のように述べている。

「もしも実務家の焦点が見積りそれ自身となるならば、1つの質問はどのように合理性の範囲を決定すべきかである。さらに、ひとたび範囲が検討され、顧客の見積りが範囲の中であると判明するならば、一定値の見積りだけが合理的であると文書化されるべきであるか、あるいは範囲のある評価が望ましいのか？」

[Wallace, 1993, p. 143]

この問題について、Wallaceは、歴史的検討の後に、実務家との話から、対照的な事例を紹介している。一つは、訴訟の影響のために、監査調書における「合理性」の明示的な範囲を最も保守的な形での記帳で考えているものであり、事実上合理性を範囲として考えないものである。もう一つは、過度に広い範囲に注意しながら、合理性の範囲と一定金額の見積りの組合せを利用するものである。これは、訴訟の圧力を考えて一般的な（会計・監査）基準を遵守することと、意思決定目的のための監査証拠とを絶えずバランスさせる現状を示している [Wallace, 1993, p. 145]。これは、本質的に現場の監査人の判断にゆだねられる問題であろう。

なお、経営者の見積りは、個別には合理的であったも、全体としては一方向へのバイアスを含む場合があり、それについても検討が必要となる [AICPA, 1988, par. 14]。

独自の見積りがどのような形で実施されるかは、現場の監査人の判断に任されるが、場合によっては独自の見積りさえ不可能な場合が想定される。そのような場合、当該会計上の見積りの重要性を考慮して、監査意見形成に影響する場合が考えられる¹⁸⁾。

奥西：米国監査基準書第57号の検討

③ 決算日後の事象および取引のレビュー

③の決算日後の事象および取引¹⁹⁾ のレビューは、その結果未確定性が減少する場合、見積りの監査固有の手続の削減や省略につながり、通常の監査手続の領域となる。この該当事項の発生を事前に予想できるかは状況に依存するが、後発事象に対する監査手続として実施すべきものである。なお、この手続の結果によって見積り監査固有の領域を減らす可能性をもつ意味で、会計上の見積りに対する監査人の判断上、①と②の手續とは質的に異なる。監査基準書第57号では、次のように述べている。

「後発事象あるいは取引のレビュー。事象あるいは取引は、しばしば貸借対照表日以降、監査完了前に発生し、それらは、会計上の見積りの合理性、見積りの作成において使用された重要な要因あるいは仮定についての認識及び評価において重要である。そのような状況においては、監査人は、それらの合理性を評価するときに、その事象あるいは取引を利用することができるので、見積り、重要な要因あるいは仮定を検討することを最小限にとどめたり不要となったりする場合がある。」

[AICPA, 1988, par. 13]

(3) 適正な表示・開示

「それが適用される会計原則に準拠して表示され、開示されている」ことについては、監査基準書第57号では直接触れられていないが、アメリカでは、このような会計上の見積りについて財務諸表利用者に一定の理解を得ようとしている²⁰⁾。

Ramos and Delahanty では、柔らかい会計情報と関係がある開示の重要性について、次のような理由を挙げている。

「・財務諸表の精度について利用者が思うような誤った仮定を追い払うことに役立つ。
・財務諸表の金額の基礎にある仮定の合理性を利用者が評価することに役立つ。
・利用者が代わりの仮定を作り、その仮定の下で事業体を評価することを可能にする。」

[Ramos and Delahanty, 1998, p. 70]

これについて、情報開示の在り方の問題であり、ここでは深入りをさけたいが、会計上の見積り全体を議論する上では必要なものである。なお、見積りとソフトな会計情報に関する開示についての主要な指針は、SOP94-6「特定の重大なリスクと不確実性の開示」(AICPA Statement of Position (SOP) 94-6, Disclosure of Certain Significant Risks and Uncertainties)で提供されている²¹⁾。

このように監査基準書第57号は、会計上の見積りに対する監査手続を示しているが、このうち見積りの合理性に対する手続の選択について次節でさらに図を用い検討する。

4 監査証拠の組合せと監査アプローチの関係

本節では、経営者の合理性の評価について、経営者のプロセスのレビュー・テストにおける反証・矛盾の追及を重視し、入手する監査証拠の性格と監査人の採用すべきアプローチについて、図を用いて整理を試みる。ここでは、(1)複数の証拠の結合、(2)監査証拠の性格と監査アプローチの関係の図の二つに分けて論じる。

なお、会計上の見積りは、ある勘定項目の特定金額について限定されるわけではない。たとえば、製品保証引当金について、ある新規の製品とこれまでの既存の製品では、経営者の見積りをプロセスも当然異なる。なぜなら、前者のほうが不確実性が高いからである。ここで説明を試みる図は、経営者の個々の見積作成プロセスを単位とする。経営者の判断次第で、個々の勘定科目についての金額を単位とする場合もあれば、それより細かいプロセスを単位とする場合もある。

(1) 複数の証拠の結合

監査人は、見積りに関する監査手続の実行により、複数の監査証拠入手して経営者の見積りプロセスの合理性に関して自らの心証を形成していく。見積りの監査手続では、様々な比較等により矛盾・反証の有無の検討

奥西：米国監査基準書第57号の検討

が大きな比重を占めている。ここでは、矛盾・反証型の証拠の存在するか否かにより、複数の証拠の結合について整理する。

まず、矛盾・反証型の証拠が存在しない場合、監査人は単独よりも複数の監査証拠を入手することによって経営者の見積りの合理性に対する信頼度は高まると思われる。通常、経営者の見積りプロセスを支持する監査証拠が入手されればされるほど、信頼度は高まると考えられる。

他方、監査人は、複数の監査証拠を入手していく段階で、経営者が見積り作成に利用したものに対して矛盾・反証型の監査証拠が存在するならば、経営者の見積りの合理性に関する信頼度はある程度うち消されることになる。このとき監査手続を追加して別の証拠を入手するなどして信頼度を高める必要や、入手した証拠の内容によっては、監査手続の変更が必要となると思われる。

(2) 証拠の性格と監査アプローチの関係の図

① 経営者の影響力の有無による証拠資料の区分

矛盾・反証型の証拠の有無は、入手源泉に大きく影響を受ける。経営者の見積りプロセスの中では、矛盾・反証型となるような証拠資料の処理も含まれる（矛盾や反証するようなものがないように、要因・データを処理し、仮説は作られるという意味である）。ここでは、経営者の影響下にある証拠資料を便宜上、**証拠A型**とする。これは、事業体内部で作成される多くの入手が容易な証拠資料のほとんどがこれに該当する。また外部で作成された証拠資料においても、下請企業などの経営者の影響下にある事業体によって作成されたものの考え方である。これらの証拠資料は、入手が容易であるが、経営者の特定の意図の影響を受ける可能性が高い証拠である。経営者の支配力が強い場合、単純なミス以外に、利益操作目的から偏向したデータや仮説が含まれる可能性がある。前述の製品保証引当金の例であれば、過去の売上、過去の平均クレーム数といった非監査企業の内部に蓄

積されているデータ、ならびに見積りに関する経営者の仮説についての説明（関連する文書）などを含む。

一方、経営者の影響下にない証拠資料を便宜上、**証拠B型**とする。これは多くの外部証拠や監査人が自ら作成した証拠がこれに該当すると思われる。これらは経営者の影響を受けないが、監査要点に適合した監査証拠の入手が難しい場合が多い。前述の製品保証引当金の例でいえば、業界の成長率や平均修理費用などがこれにあたり、それに対して監査人が独自に入手するものと言えば、経営者の見積りプロセスを再計算して得られる結果や、過去の監査調書、他の監査手続から得た企業の内部統制に関する証拠などが考えられる。相対的に見れば、会計上の見積りについて、監査人の立場からは証拠B型は矛盾・反証が少なく証拠A型のほうが多いと言える。

② 採用するアプローチについての監査人の選択

見積りの合理性について監査人の採用すべき三つのアプローチの組み合わせを考えると、次の七つの組合せが存在する（○は採用、×は不採用を意味）。その他に、全部採用しないという選択もあるが、ここでは除外する。実務を推測するならば、監査人は後発事象・取引のレビューによって未確定性を減少させる可能性があれば、③のアプローチを併用するであろう。もし後発事象・取引のレビューの結果、まったく確実な内容になれば、通常の

| 採用するアプローチ | ①プロセスの評価 | ②独自の見積り | ③後発事象関連 |
|--------------|----------|---------|---------|
| A) プロセスの評価のみ | ○ | × | × |
| B) 独自の見積りのみ | × | ○ | × |
| C) 後発関連のみ | × | × | ○ |
| D) ①と②の併用 | ○ | ○ | × |
| E) ①と③の併用 | ○ | × | ○ |
| F) ②と③の併用 | × | ○ | ○ |
| G) ①と②と③の併用 | ○ | ○ | ○ |

奥西：米国監査基準書第57号の検討

監査手続の対象となる。問題は、①と②の関係である。

アメリカの監査実務では、この3つのアプローチについてどのような選択をするのかについて、Wallaceは次のように述べている。

「実務家は次のような質問をした。監査基準書第57号の第10節のどのアプローチが最も一般に監査人によって使われるのか、そして使われたアプローチについての原理は何であるか？回答は、アプローチは、(1)顧客の状況、(2)手許の技術と情報、(3)顧客の見積りと監査人の評価の乖離、この三つに大いに依存していることを示唆している。」

[Wallace, 1993, p. 145]

また、彼女は、アメリカの監査人が、次のように独自の見積りを好む傾向を指摘している²²⁾。

「多くの者（実務家）が、自分たちは、どのように見積りが達成されたかにかかわらず、見積り自身を独自にテストすることを不可欠と見なしていることを示唆した。」

[Wallace, 1993, p. 143]

このような記述から、アメリカにおける会計上の見積りに対するアプローチは、状況に応じて選択されるが、独自の見積りを重視する者が存在するようである。

これと対照的なのが、わが国の監査基準委員会報告書13号の第9節の次の記述である。

「なお、上記の監査手続（引用者注—見積りプロセスの検討のこと）を実施した結果、会計上の見積りが合理的でないと判断した場合には、次の(2)の手続（引用者注—独自の見積りのこと）を実施する必要があることに留意する。」

この記述は、①経営者のプロセスの評価がまず優先され、②独自の見積りは後に続くことを意味するようである。最初に、①独自の見積りを必要とする場合はかなり特殊な場合（内部統制の重大な欠陥など）と見られ、ま

ずは経営者の主張を部分的に評価して、同時にその作成プロセスを評価しつつ、必要に応じて独自の見積りを行うのが通常ではないかと考えられる。この問題について、見積りに対するアプローチに関する監査人の判断の追加研究が必要と思われる。監査人の判断上、①と②のアプローチは、共通する部分があり、明確に区別できないかもしれない。

③ 図による説明の試み

ここでは関連するアプローチについて、③の事象・取引のレビューは別次元として、①経営者のプロセスの評価がまず優先され、②独自の見積りは後に続くと仮定する。

また入手する証拠は、証拠A型と証拠B型の二種類に分ける。この関係を次の図（P.153）を使って説明する。この図において縦軸は、ある見積りの合理性に対する信頼度を意味し、このうちS点は、会計上の見積りの特定金額についての十分な信頼度を示す。監査人はこの十分な信頼度を得るために、経営者の影響下の証拠資料（証拠A型）とそれ以外の証拠資料（証拠B型）を組合せると考える。またこの図の横軸は、監査人のアプローチを示し、原点に近い方より、経営者の見積りを証拠A型のみで評価する場合、証拠A型と証拠B型を組合せて評価する場合、最後に最低限必要な証拠A型を入手し、残りは証拠B型を入手して独自の見積りをおこなう場合の三つを想定している。

少し詳しく述べると、経営者の見積りを証拠A型のみで評価する場合は、まず①経営者の見積りプロセスのレビューが採用され、監査人が経営者の見積りの合理性について、経営者の影響下にある証拠資料は十分に信頼できると判断し、ある特定の見積金額について十分な信頼度を得た場合である。これは、経営者の見積りプロセスが合理的に実施されており、監査人も経営者の影響外の証拠を入手する必要を認めなかった場合である。

次の証拠A型と証拠B型を組合せて評価する場合は、①経営者の見積りプロセスのレビューが採用されて、その監査手続の実施において、監査人

奥西：米国監査基準書第57号の検討

は自らの意見形成のために証拠A型と証拠B型を組合せるものである。ここでは2種類の証拠資料は、様々な割合で組合され、ほとんど証拠A型であり、若干補完的に証拠B型を入手する場合もあれば、両者を同じ割合に入手する場合も考えられる。この割合を図における右下がりの斜線で示している。斜線を下がるにつれて、証拠B型の割合が増えるが、これは監査人が、経営者の影響下にある証拠資料（証拠A型）中心でなくなることを意味する。ある特定の見積金額について、十分な信頼度を得るために、証拠A型中心ではその信頼性あるいは適合性に問題があり、証拠B型が当初の証拠A型の補完的存在から、徐々に証拠B型が証拠A型を代替するような形をとることを想定している。そして証拠B型の割合が増えることは、①経営者の見積りプロセスのレビューというアプローチよりも、徐々にそれを修正する監査人の②独自の見積りが形成されていく結果となると見られる。この図の考え方では、①経営者の見積りプロセスのレビューというアプローチと②監査人独自の見積りというアプローチは、明確に区分されておらず、入手する2つ証拠資料の組合せで、選択・併用されると考えているのである。

最後の最低限必要な証拠A型を入手し、残りは証拠B型を入手して②独自の見積りをおこなう場合は、図における右下がりの斜線の部分を越えて水平な領域に達した状況を想定している。これは経営者の影響下の証拠A型に、偏向が生じており利用できないと監査人が判断する状況である。もはや①経営者の見積りプロセスのレビューというよりも②監査人の独自の見積りのアプローチであり、経営者の恣意性が介在しないような最低限必要な証拠A型を入手し、残りは監査人が証拠B型を入手して独自に見積りを行う究極の状況である。

さらに、監査人は最低限必要な証拠A型を入手し、残りは証拠B型を入手しようとしても十分な信頼度を得られない場合も考えられ、それを（※）で示している。これは、十分な信頼度を得るために必要な証拠A型と証拠B型の相対的な割合という図の本来の意図と矛盾するのだが、どう証拠を

組合せても、ある見積りの合理性に対して十分な信頼度が得られない場合を考えられる。それを簡便的に示すために、S点上の直線からずれた補助線を引くことによって、監査人による幅をもった見積金額の作成を連続的に示そうとしたものである。どう証拠を組合せても、ある見積りの合理性に対して十分な信頼度が得られない場合に監査人のできることは、独自の見積りの結果として、単一の見積金額を決定することではなく、見積りの合理性について許容範囲を広げていくことが考えられる。経営者の作成した見積金額について確信が持てない場合、独自の見積りに至るが、そこでも許容範囲をもった見積りとなり、そこでの判断は、経営者の見積りが、独自の見積りの許容範囲に含まれるかどうかとなろう。無論、十分な信頼度が得られないからといって、無限に見積金額の許容範囲を拡大させることはありえないが、一定の範囲まで監査人は限定された監査証拠から幅をもった見積金額を算定し、その金額と経営者の主張する金額との差額で、判断する場合が考えられる。

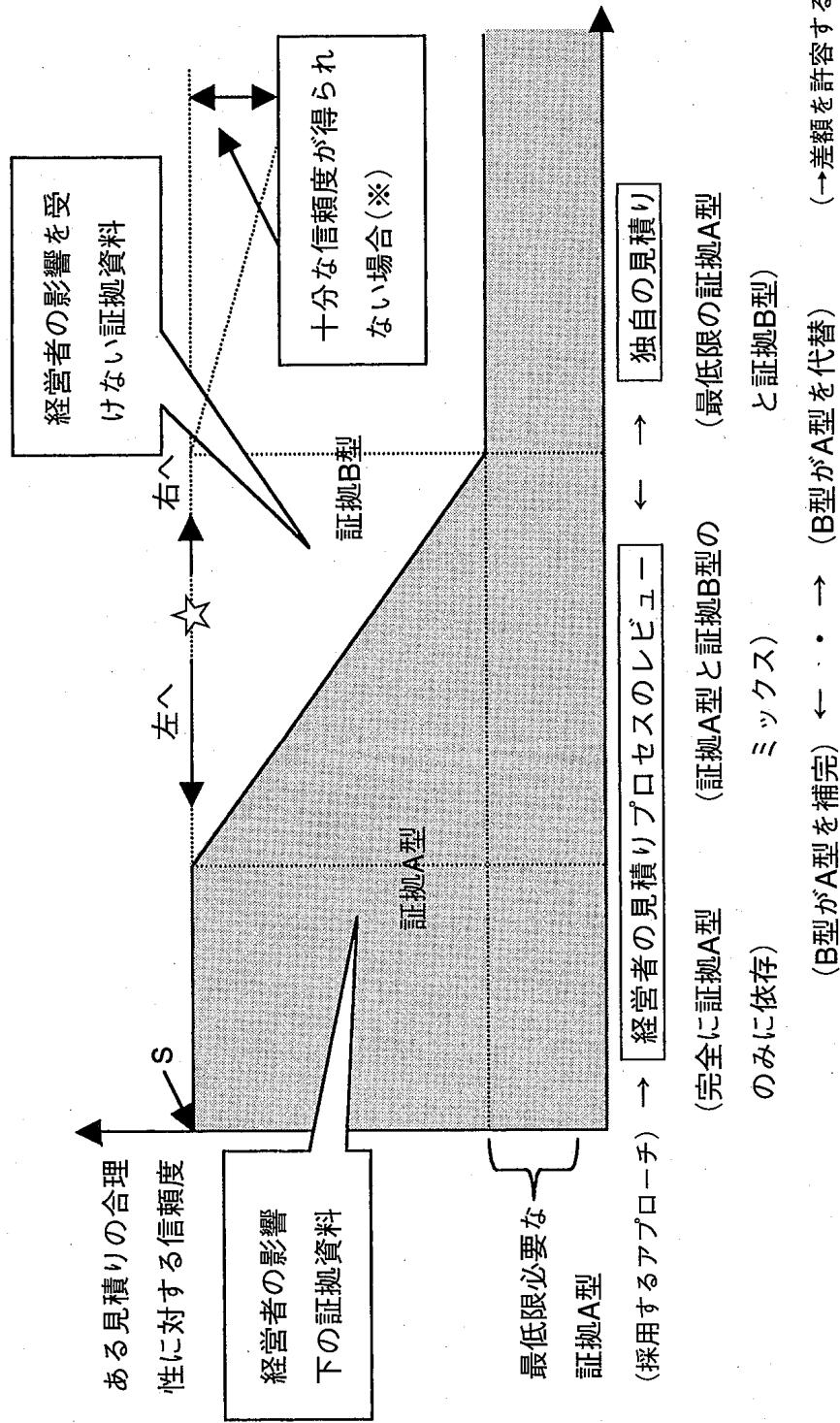
この図は、このように十分な信頼度を得るために必要な証拠A型と証拠B型の組合せを考え、その相対的割合から監査人の見積りに対する監査アプローチのうちの①と②の手続の選択・併用を整理しようとしたものである。

次に前述の複数の証拠の結合について、さらに明示的に図に取り入れ説明することを試みる。そのためには、次の図を、監査人の証拠A型と証拠B型の組合せを事前と事後に分けて考える。経営者は見積りの必要な状況を把握すると、経営者の見積りプロセスの合理性を評価するが、当初監査人が入手したいと思う証拠A型と証拠B型の組合せを☆印とする。そして証拠の入手・評価において、次の3つのパターンが考えられる。

(イ)当初の☆印における証拠の組合せとアプローチによって十分な信頼度が得られた場合。

監査人が事前の予想どおりの組合せの監査証拠が入手、そこに矛盾・反証型の証拠は含まれず、十分な信頼度が得られたならば、事前も事後も同

■ 証拠の性格と監査アプローチの関係



じとなる。

(口)当初の☆印から左に移動する場合。

これは、後発事象等のレビューにより当初よりも経営者の合理性の評価が必要でなくなった場合や、複数の証拠の結合により、予想よりも経営者の見積りプロセスが合理的であると評価され、事前予想よりも証拠B型を入手する必要がなくなった場合である。また監査対象に適合する証拠B型が少なく、相対的に証拠A型の比率が高くなる場合も考えられる。場合によっては、経営者の影響下にある監査証拠のみで十分な信頼度を監査人が得るケースも考えられる。

(ハ)当初の☆印から右に移動する場合。

これは、監査手続により、経営者の見積りプロセスに対して矛盾・反証型の監査証拠が見つかった場合である。このような場合、監査人は経営者の見積りプロセスについてさらに証拠を集めなければならない。そのためには、より多くの証拠A型と同時に証拠B型が必要となる。相対的には、より証拠B型の割合が増加する場合が考えられ、右に移動することになり、証拠B型は、証拠A型を補完する状況と、それに代替する状況が考えられる。場合によっては、最低限必要な証拠A型のみを利用して、あとは証拠B型を中心に独自の見積りを作成するケースや、適合する証拠B型が入手できず、結果的に特定の見積金額に対する信頼度が得られず、特定の金額ではなく、上限と下限をもった範囲のある見積金額を想定する場合（※の部分）も考えられる。このときは、前述したように経営者の見積金額と独自の見積金額との差額が許容する範囲に含まれるか問題となり、財務諸表全体で検討した結果、監査意見の差し控えや不適正意見の一因となる場合も考えられる。

このように図によって監査人が採用する①プロセスのレビューと②の独自の見積りを、必要な証拠の構成内容の変更によって整理を試みた。その要点は、矛盾・反証型の証拠を監査人は入手すると、監査計画の修正が必

奥西：米国監査基準書第57号の検討

要となり、徐々に経営者の作成プロセスに対する信頼度は低下し、監査人は独自の情報を必要とし、最終的には独自の見積りというアプローチに近づくという解釈である。見積りの合理性の評価には、矛盾・反証型の証拠が存在しないことを確認する要素があり、それに対して監査実務では、①プロセスのレビューと②の独自の見積りというアプローチを用意していると思われる。

5 むすびにかえて

会計上の見積りの監査についての監査基準書は、本来は監査人がこれまでやってきた業務を成文化したものと言われる。しかし、会計上の見積りを実際いかなる単位でとらえ、三つのアプローチが使い分ける意思決定をどのように考えるかはあまり検討されてきたとは言えない。監査人が状況に応じて必要な監査手続を行うとはいえ、見積金額という経営者の主張について、どのようにすればそのプロセスについて証拠が入手できるか、いかなる場合に、独自の見積りを試みるのか、その監査手続で入手した証拠をどのように統合するのか、まだ明確とは言えない。見積りそのものの重要性も状況によって異なるとはいえ、場合によって監査意見形成に影響するであろう。

これまで本稿は、会計上の見積りを検討し、その特徴を図により説明することを試みた。この図は、見積りの監査について、特定の見積りに対する信頼度における2種類の監査証拠の組合せと監査アプローチの関係を示す試みであった。図の価値は、会計上の見積りの監査の特徴をどれほど説明できるかに左右される。本稿の図にも十分な信頼度が得られないときの許容範囲の拡大の位置づけや、③の後発事象関連のアプローチの説明など、さらに改善の余地がある。もっとも図が実務を反映しているかでは図の価値を直接には問うことはできない。なぜなら通常の財務諸表監査は、見積りの監査を単独に行なうことなく、一連の監査計画の一部に含まれるすぎず、また監査上の重要性というまた別の判断基準が働くからである。なん

とか抽象的なモデルを構築し、会計上の見積りの監査という特殊な領域における合理性の評価について、理論的に整理し、異なる証拠の統合、監査人の判断等についてさらに特定の会計処理を対象に、今後さらに検討していきたい。

注

- 1) Wallaceは監査基準書第57号の設定とその影響について、次のように述べている。

「期待ギャップ基準が、案としてまとめられるにつれて、文献におけるギャップ「見積りの監査」が明白になった。ソフトな数字が財務諸表に広がり、見積りがすべての一連の財務諸表における不可欠な部分であることが認識されたにもかかわらず、公式の見解は、会計上の見積りの監査上の意味を別個に扱わなかつた。実務では、これまで会計上の見積りを扱っていたが、この実務は、実施すべき作業の水準及び類型の指針となる一般的な基準の内容なしに展開されていた。監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」(AICPA, 職業基準集, AU342)の起草者と、実務界のメンバーの両方に対するインタビューに基づくと、この公式見解は、主に既存の実務の成文化である。それは文献における穴をふさぐが、実務については、勘定分類、情報の流れそして（複数の取引だがあまり規格化されていない）会計プロセスに対して、より注意を向ける程度で、ほとんど認識されるような影響を与えたなかった。」

[Wallace, 1993, p. 125]

しかし実務にまったく影響はなかったわけではなく、Wallaceは次のようなことも指摘している。

「インタビューした実務家は、監査基準書第57号の成文化が、(1)見積りについての固有リスクの側面、(2)会計上の見積りの作成のみならず、またそれらの見積りの監査の必要性、(3)公認会計士によって今度監査を受ける見積りについて顧客が責任を持つことの重み、特に小規模な顧客との契約における重み、これらへの注意を増すことになったと認めている。」

[Wallace, 1993, p. 154]

- 2) 会計上の見積りの監査については、次のように、国際監査基準（前身のガイドラインを含む）でも取り上げられ、その内容を尊重しているイギリスやオーストラリア、さらにはカナダにおいて監査基準上独立の項目として扱われている。

まず、国際公認会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) の国際監査実務委員会 (International Auditing Practices Committee: IAPC) は、1986年6月に国際監査ガイドライン (International Auditing Guidance: IAG) の公開草

奥西：米国監査基準書第57号の検討

案を示し、1988年に IAG 第26号「会計上の見積りの監査」として公表した。さらに「国際監査基準」(International Standards on Auditing: ISA)に改称後の1994年、その集成版の公表において、ISA540として内容が改訂されている。

イギリスでは、1993年に ISA540 の内容を尊重した公開草案が示され、1995年にイギリス監査基準書 (SAS) 420「会計上の見積りの監査」として正式に公表されている。

オーストラリアでは、1988年2月の段階で AUP (Statement of Auditing Practice) 28 として「会計上の見積りの監査」を公表し、その冒頭に「この基準書は、IAG26 に従っている」と明示し、さらに補足する例示等を示している。その後、国際監査基準の集成時の ISA540への改訂に伴い、1995年9月に AUS (Auditing Standards) 516 として若干の用語を変更して公表している。

カナダでは、1988年11月、CICA ハンドブックのセクション5305「会計上の見積りの監査」にその指針が示され、その後用語等についての小さな修正が行われている。

3) Ramos and Delahanty のガイドブックの表紙裏に、読者への注意として、「この刊行物が、AICPA の上位のテクニカル委員会によって承認も、否認もされず、それに基づいて活動もしていない。そのため、この刊行物の内容は、勧告や示唆を含めて、いかなる公的な地位や権威的なものをもっていない」と示されている。これは、AICPA が関係する個人名の刊行物にしばしば示されるものであり、この文献の価値を損なうものではない。

4) これとは異なる定義として、国際監査基準は「『会計上の見積り』は、正確な測定手段の欠如によるある項目の金額の概算を意味する」[ISA540, par. 1] としている。また、わが国の監査基準委員会報告書第13号では、第3節に次のような形で会計上の見積りの内容を示している。

「財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合又は既に発生している事象に関する情報を適時にあるいは経済的に入手できないために確定できない場合に、会計上の見積りが必要となり、当該金額は概算により計上される。」

5) 会計上の見積りは、未確定な事項の一つとして、財務会計基準書第5号「偶發事象」(FASB, Statement on Financial Accounting Standards No. 5, Accounting for Contingencies, 1975年) の内容と重なる点がある。その基準書の内容を千代田教授は次のように整理している。

| 損失の可能性 見積りの可否 | 高い (probable) | ある (reasonably possible) | 低い (remote) |
|------------------|---------------|--------------------------|-------------|
| 損失金額の合理的な見積りが可能 | 引当金の計上 | 注記による開示 | 注記不要 |
| 損失金額の合理的な見積りが不可能 | 注記による開示 | 注記による開示 | 注記不要 |

[1998年, p. 645, 図表19-1を一部修正]

この表の意味について詳しくは財務会計基準書第5号を参照してほしいが、偶発損失については、損失の可能性という認識問題と密接に関連してその金額の合理的な見積りの可能性を判断し、会計上の処理が行われることになる。

- 6) わが国の監査基準委員会報告書第13号では、より簡潔に次のような項目が付録として例示されている。

[付録] 会計上の見積りを要するものの例示

- ・市場性のない有価証券の実質価値
- ・棚卸資産の正味実現可能価額
- ・受入担保資産の評価額
- ・リース資産の現在価値
- ・貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、返品調整引当金、製品保証引当金、修繕引当金等の引当金
- ・工事進行基準による工事収益
- ・償却資産の減価償却額

- 7) Ramos and Delahanty による AICPA のガイドブックの表題が、『会計上の見積りとその他のソフトな会計情報の監査』(Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information) とあり、会計上の見積りを、ソフトな会計情報と合わせて説明している。そこでは、ソフトな会計情報を、非常に主観的なものとして、「経営者の意図的な行動に基づいている場合」、「何か他の将来事象に基づいている場合」、あるいは「主に経営者の判断に基づいていて、客観的な情報源を通して容易に確認できない場合」に生じると指摘している [Ramos and Delahanty, 1998, p. 3]。このような認識は、理論的整理の課題は残るが、現在の会計情報の変質を反映していると思われる。

- 8) 1993年には金融商品の公正価値評価に関して監査基準書第57号の解釈が示されている (AU9342, Auditing Accounting Estimates: Auditing Interpretations of Section 342)。
- 9) これは二重責任の原則として監査の前提事項であるが、小規模の企業においてこの原則の徹底は難しい場合がある。Wallace は、小規模事務所の実務家のイン

奥西：米国監査基準書第57号の検討

タビューオンにおいて、監査基準書第57号を主に実務を成文化した「期待はずれの出来事」だと評価され、現実には監査人がしばしば見積りの作成を行う場合があったことを述べている [Wallace, 1993, p. 154]。なお、経営者が会計上の見積りが必要な状況において、見積りを作成しないことはその事項の重要性にもよるが、あまり好ましいことではない。Ramos and Delahanty は、見積りを作成しないことが内部統制の重大な欠陥につながる場合とそうでない場合を例をあげて説明し、顧客に対する教育の必要性について言及している [1998, pp. 14-17]。

- 10) 次のような内容が列挙され、会計上の見積りを作成するシステムの整備と複数の段階におけるレビューが重視されていることがわかる。

- 「a. 適切な会計上の見積りの必要性に関する経営者への連絡
- b. 会計上の見積りの基礎となる、関連し十分かつ信頼できるデータの蓄積
- c. 適格な者による会計上の見積りの作成
- d. 適切なレベルの権限を有する者による会計上の見積りについての適切なレビューと承認、これらは次のことを含む、
 - 1. 関連要因の発生源のレビュー
 - 2. 仮定の展開のレビュー
 - 3. 仮定及び見積結果の合理性のレビュー
 - 4. 専門家を利用する必要性の検討
 - 5. 会計上の見積りを導くために既に確立された方法を変更するか否かの検討
 - e. 会計上の見積りを展開するために利用されたプロセスの信頼性を評価するために、過去の見積りとその後の結果を比較すること
 - f. 会計上の見積りの結果が事業体の経営計画と首尾一貫しているか否かについての経営者による検討。」

[AICPA, 1988, par. 6]

- 11) アメリカ公認会計士協会は、産業ごとの情報について、「AICPA 産業別監査と会計ガイド」(AICPA Industry Audit and Accounting Guides) と「AICPA 監査リスクアラート」(AICPA Audit Risk) を公表している。その内容について、千代田教授は次のようにまとめているが、これは監査人が、該当する産業について情報を入手する手段となり、会計上の見積りの監査にも有益な存在である。

「産業別監査・会計ガイドは、27業種（農業関連、航空、娯楽、建設、クレジット、連邦政府関連、ファイナンス、病院、投資会社、生命保険、石油・ガス、損害保険、貯蓄機関、証券等）について、各業界の特徴、特殊な問題、規制、その他考慮すべき事項について解説している。また、「監査リスク警報」は、年一回発行される全体に関する注意事項 (Audit Risk Alerts-199X: General Update on Economic, Industry, Regulatory, and Accounting and Auditing Matters) と15業種についての情報を提供している。」 [千代田, 1998年, p. 299 注 5]

- 12) 同書の第11版では、固有リスクおよび統制リスクとなっている [Defliese et al.,

1990, p. 341]。監査基準書第57号では、監査リスクの個々の要素については言及していないために、このような解釈の余地が残る。

- 13) この指摘された特質について考察すると、まず「見積りに対する重要性」とは、その重要性によって検討対象になるかならないかということである。あまり重要ではないものは検討する必要はない。次の「変化に対する順応性」とは、変化に対して敏感に反応するか、無反応なものかに分けることである。「過去の傾向からの逸脱」は、過去の傾向からの連続で説明できるか、断絶しているかということである。これらの三つの事項は、要素と仮定を選択する上で、状況認識の指標となるものである。

これらに対して、「主觀性およびその結果として生じる虚偽記載とバイアスに対する影響度」は、少し性格が異なる存在である。これは、主觀性やバイアスという人為的なものの働きにかかわるものである。これは、見積りを作成する経営者の側に存在するものである。なんらかの恣意性は、見積りを作成するプロセスに歪みをもたらし、しばしば状況認識と矛盾したり、反証するようなものを残すことが考えられる。

- 14) Ramos and Delahantyは、経営者が入手すべき情報について、監査人の立場から次の3つの検討事項を示している。

- ・情報は有用であるか？
- ・情報は信頼できるか？
- ・情報は十分であるか？

最初の情報の適切性については、「その適時性」、「情報が手許の状態にどれほど密接に相互関係しているか」、「情報源があなたの被監査企業に類似しているかどうか」を挙げている。次の信頼性については、情報の入手先が事業体の内部か外部かを問題にしている [Ramos and Delahanty, 1998, pp. 23-24]。

- 15) 経営者の見積りプロセスの評価においては、経営者の主張が基礎となり、監査人はその根拠となる仮定の評価が含まれるが、そこでの考え方について Ramos and Delahanty は次のように述べている。

「あなたが納得できるためには、重要な仮定それぞれを支持する情報が多数であるべきである。「多数」は、特定の仮定を示す利用可能な情報が統計的に多数であることを意味しない。むしろ情報の多数は、利用可能な情報の重みが仮定を支持する傾向がある時、存在する。」

[Ramos and Delahanty, 1998, p. 35]

その後、留意事項として次のようなことを確認している。

「監査人として、あなたはある一つの所定の結果が予想されると結論しようとしてはならない。あなたがやろうとしていることは、ある特定の仮定が支持可能であるかどうか決定して、ついでソフトな会計情報の展開するために合理

奥西：米国監査基準書第57号の検討

的な基礎を提供するかどうかである。」 [Ramos and Delahanty, 1998, p. 35]

- 16) 国際監査基準やそれを尊重しているイギリスやオーストラリアの関連する指針では、「ここに示されている内容は、将来財務情報の監査の目的に適しているかもしれないが、将来財務情報の監査に適用可能であるとは意図されない。」と述べられている。この基準は、逆に見積りや将来情報について監査しようと試みるならば、矛盾や反証を問題にする形になる点で両者は、共通性があることを暗黙のうちに示している。しかし、将来情報が特別なものであり今後議論される存在であるのに対し、会計上の見積りはすでに伝統的に財務諸表の一部であり、監査基準の体系上扱わねばならないという違いがある。
- 17) その差額について、わが国の監査基準委員会報告書第13号では第17節に次のように述べている。

「独自の会計上の見積りには通常一定の許容範囲を伴うので、独自の見積額と会社による見積額とを比較した結果、その差額が当該許容範囲に収まる場合には、監査人は、会計上の見積りが合理的であると判断する。」

なお、わが国の場合、税務基準が会計上の見積りの処理に影響を与える場合がある。それについては、小野他 [1997年, p. 14] のインタビューを参照のこと。

- 18) わが国の監査基準委員会報告書第13号では第18節において次のように述べている。

「監査人は、会社が用いた会計上の見積りの方法を検討した結果、合理的でないと判断した場合には独自の会計上の見積りを行う必要があるが、適切な情報が入手不可能な事態の発生により、独自の見積りを実施できない場合がある。この場合においては、財務諸表に与える影響を考慮して、監査報告書で意見を限定するか又は意見を差し控えることを検討する必要がある。」

- 19) 後発事象 (subsequent events) については、AUセクション560に規定されている。そこでは、後発事象は、①勘定残高の修正が要求されるもの（したがって財務諸表本体に反映される）と②財務諸表における修正は要求されないが開示が要求されるものの2種類があり、前者について次のような記述がある (par. 03)。

「この種の事象は、貸借対照表日に存在し、かつ財務諸表の作成過程で必然的に伴う見積りに影響を及ぼす状況に関して追加の証拠を提供するものである。その見積りの基礎となった諸条件を評価する際に、財務諸表の発行前に入手しうるあらゆる情報が、経営者によって利用されるべきである。かかる証拠を利用したことによって見積りが変更が生じれば、財務諸表は修正されるべきである。」

AUセクション560では、貸借対照表日後の期間に生じている事象に関する状況を把握し続ける目的で実施される手続が示されており、会計上の見積りの監査においても活用される。

- 20) 監査基準書第57号と同時期の監査報告書第58号では、大きく監査報告書の様式を

改訂したが、その中に次のようなものが含まれるようになった（＊下線部引用者）。

「私どもは、一般に認められた監査基準に準拠して監査を行った。この基準は、財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、財務諸表における金額および開示を裏づける証拠を試査により検証することを含んでいる。また監査は、財務諸表全体としての表示を検討すると同時に、経営者によって適用された会計原則および経営者が行った重要な見積りの評価を含むものである。私どもの監査は、私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているもの信じている。」

また最近まで、重要な未確定事項について監査報告書で触れることになっていた。千代田 [1998年, pp. 646-647] によると、監査基準書第58号「監査済財務諸表に対する報告書」(Reports on Audited Financial Statements) では、重要な未確定事項について、監査報告書の意見区分の後に説明区分を設けて、必要に応じて監査報告書作成日現在、最終的な結論は決定できないという説明が存在した。これは、1996年の監査基準書79号「監査基準書第58号『監査済財務諸表に対する報告書』の改訂」(Amendments to Statement on Auditing Standards No. 58, Reports on Audited Financial Statements)において、未確定事項の処理および開示は一般に認められた会計原則の準拠性の問題として捉えるように修正され、監査報告書における説明区分の記述が廃止されている。

- 21) SOP94-6「特定の重大なリスクと不確実性の開示」の見積りと柔らかい会計情報に関連する部分として、Ramos and Delahanty は次のパラグラフを引用している。

「12.……このSOPは、以下に示しているように、資産の簿価の決定要因において利用される見積りや、偶発利益や偶発損失の開示を求めている。

13. 見積りに関する開示は、財務諸表の公表前に利用可能な既知の情報が、次の規準の両方を満たしていることを示す場合、行わなければならない。
①貸借対照表日に存在した状況、状態および一連の環境についての財務諸表に対する見積りの影響が、単独または複数の将来の来るべき事象によって、近いうちに変化するということが、少なくとも合理的に発生しうること。
②その変化の影響が財務諸表について重大となるだろうということ。

14. 開示は、不確実性の性質を示し、近いうちに見積りの変更が起こる可能性が合理的にあり得るという表示を含めるべきである。もし見積りが FASB 基準書第5号によって対象とされる偶発損失に関わるならば、開示はまた、起こりうる損失や損失の範囲を含むべきか、その見積りが不可能であること示すべきであ

奥西：米国監査基準書第57号の検討

る。見積りが変化に順応するような要素の開示は、奨励されるが、義務ではない。」

[Ramos and Delahanty, 1998 pp. 71-72]

- 22) この三つのアプローチの選択・併用について、監査基準書第57号以前に公表されたIAG26では、前述の①に当たる経営者の見積りプロセスしか規定されておらず、事実上②の独自の見積りについては述べていない。もっとも1984年の改訂したISA540では、独自の見積りについても言及され、三つのアプローチの選択・併用が明記されている。これは、独自の見積りを重視するアメリカの監査慣行が、国際監査基準の内容に影響を与えたと考えられる。

主な参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants, Statement of Auditing Standards No. 57, *Auditing Accounting Estimates*, (New York: AICPA, 1988).
- AICPA Statement of Position (SOP) 94-6, Disclosure of Certain Significant Risks and Uncertainties, *Journal of Accountancy* (March 1995) pp. 104-107.
- Callahan, P. S., H. R. Jaenicke, and D. L. Needes, "SAs nos. 56 and 57: Increasing Audit Effectiveness," *Journal of Accountancy* (October 1988) pp. 56-68.
- Defliese, P. L., H. R. Jaenieke, V. M. O'Reilly, and M. B. Hirsch, *Montgomery's Auditing* (11th edition, College Version), (New York: John Wiley, 1990).
- Guy, D. R. and J. D. Sullivan, "The Expectation Gap Auditing Standards," *Journal of Accountancy* (April 1988) pp. 36-46.
- Harsha, P. and E. Peacock, "Auditing Accounting Estimates," *Management Accounting* (September 1989) pp. 31-33.
- International Auditing Practices Committee (IAPC), International Auditing Guidance (IAG) NO. 26, *Audit of Accounting Estimates*. (1987年公表)
- _____, International Standards of Auditing (ISA) 540, *Audit of Accounting Estimates*. (1994年公表)
- O'Reilly, V. M., P. J. McDonnell, B. N. Winograd, J. S. Gerson and H. R. Jaenicke, *Montgomery's Auditing* (12th edition), (New York: John Wiley, 1998).
- Ramos, M. J. and L. C. Delahanty, *Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information*, (New York: AICPA, 1998).
- Wallace, W. A., "Auditing Complex Accounting Estimates," *The Expectation Gap Standards: Progress, Implementation Issues and Research Opportunities* (Proceedings of the Expectation Gap Roundtable, May 11-12, 1992) (New York: AICPA, 1993) pp. 125-176.
- 小野行雄・奥山弘幸・大杉秀雄「(インタビュー) 監査基準委員会報告書第13号 (中

修道商学 第39巻 第2号

間報告)『会計上の見積りの監査』をめぐって』,『JICPAジャーナル』, 1997年12月, pp. 13-16。

千代田邦夫『アメリカ監査論(第2版)』中央経済社, 1998年。

日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第13号(中間報告)「会計上の見積りの監査」1997年7月。

(※) その他に、AICPAのCodification of Statements on Auditing Standards, Accountancy BooksのイギリスのAuditing & Reportingの各年度版, Prentice Hall版のオーストラリアのAccounting/Auditing Statementsの1989年版および1997年版, カナダのCICA HandbookのVolume 2などを参照している。